

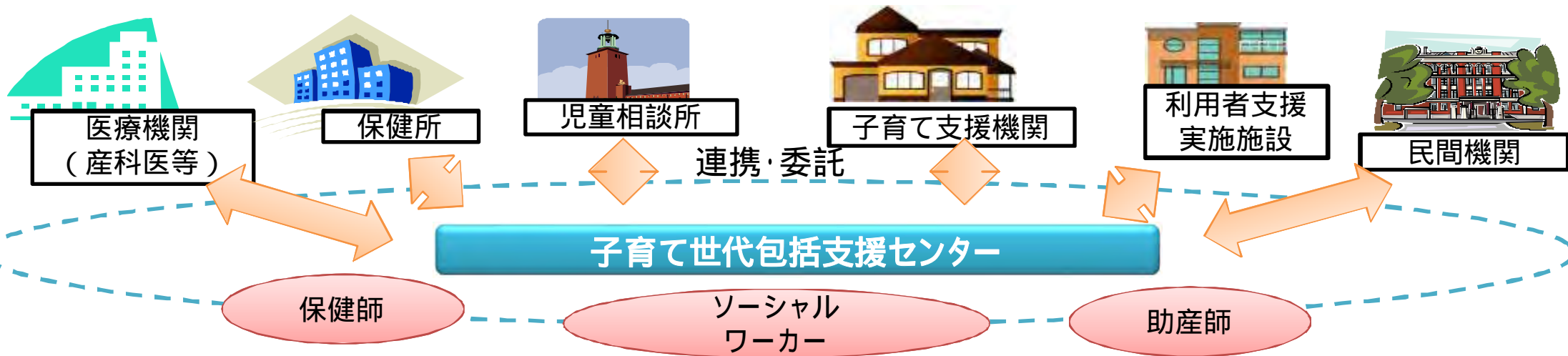
児童虐待防止対策強化プロジェクト (参考資料)

子育て世代包括支援センターの全国展開

発生予防

現状

現状、妊娠から子育て期にわたる支援については様々な機関が個々に行っている。
妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供し、切れ目ない支援を実施するため、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の全国展開を目指している。
子育て世代包括支援センターにおいては、妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施。



課題

関係機関等において支援を要する妊産婦等の情報を共有することが必要。
低所得の妊婦や望まない妊娠、若年者の妊娠等について相談を受けた場合等、適切な連携をすることが必要。

対応

子育て世代包括支援センターを法定化し、全国展開を図る。
妊産婦等の状況に応じて必要な支援機関に接続し、虐待予防につなげる。
関係機関等において支援を要する妊婦の情報について共有し、低所得の妊婦に対し助産施設の周知を行うとともに、必要に応じて、児童相談所と連携して、特別養子縁組につなぐなど、必要な支援機関に接続する。

母子保健事業との連携強化

現状

妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。

母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



課題

母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。

対応

母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。

支援を要する妊婦の情報の確実な把握等

現状

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことを特定妊婦といい、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会の対象となっている。

虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は16.8%を占める。0日児死亡事例では、望まない妊娠の占める割合が70.4%。

<イメージ>



課題

死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えている、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。

支援を要する妊婦を把握しやすい機関が、虐待のリスクについて妊娠期から着目して支援につなぐことが必要。

対応

支援を要すると思われる妊婦を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。

子育て家庭へのアウトリーチ支援

発生予防

現状

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育相談・助言を行う乳児家庭全戸訪問事業を実施。

養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行う養育支援訪問事業を実施。

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う地域子育て支援拠点事業を実施。また、子育て中の保護者等が子育てサービスを円滑に利用できるよう、情報提供や相談助言、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業を実施。

<イメージ>



課題

様々な事情により、地域社会から孤立しがちな子育て家庭が存在。

対応

乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施。養育支援訪問事業についても、全ての市町村における実施を目指す。

訪問型家庭教育支援の推進。

地域子育て支援拠点事業等の訪問型支援の活用。

助産施設の更なる周知

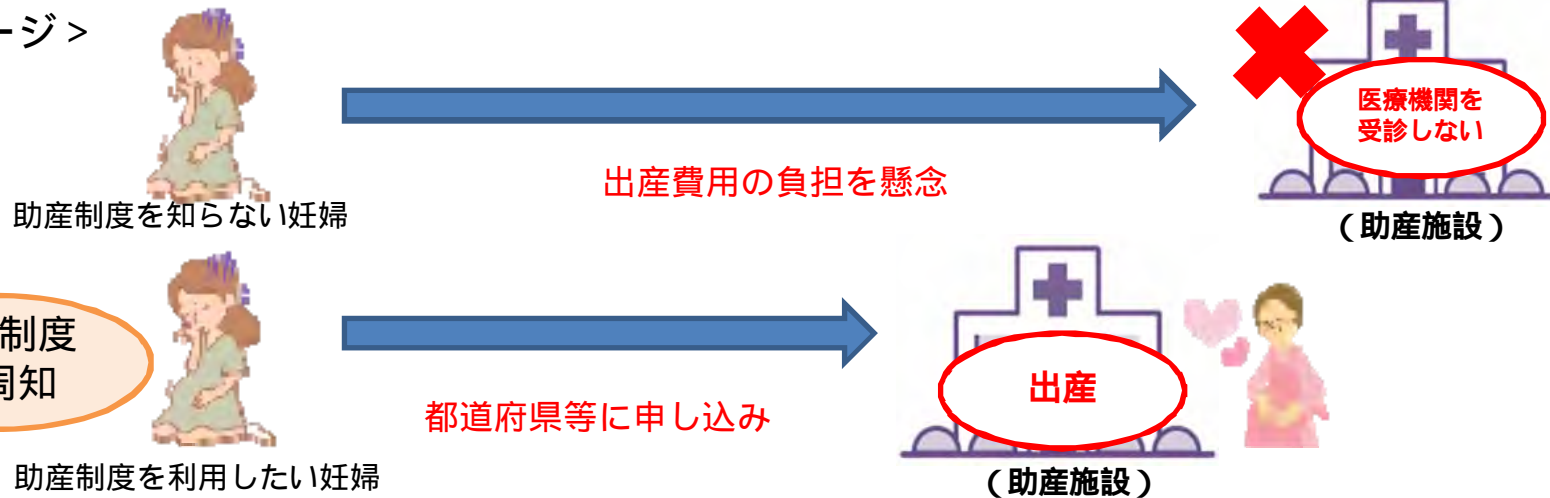
現状

虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は16.8%を占める。

0日・0ヶ月児死亡事例をみると、医療機関で出産した事例は8.8%にとどまり、医療機関外での出産が大半。

経済的な理由により入院して出産することができない妊婦は、都道府県・市・福祉事務所設置町村に申し出ることで助産施設で入院・出産できる制度（助産制度）があるが、助産制度を知らないため、出産に要する費用負担を懸念して、医療機関での受診をためらう事例もある。

<イメージ>



課題

妊娠を抱え込まず出産しやすい環境づくりを行っていくことが重要。

低所得の妊婦が受診し医療機関が接点を持つことで、その後の支援につなげていくことが重要。

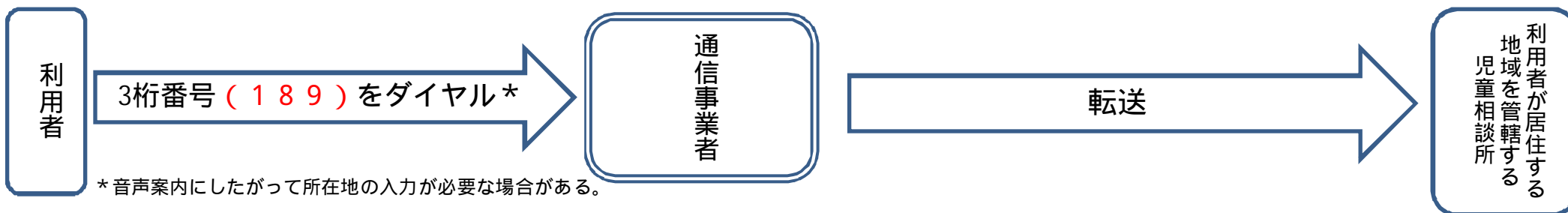
対応

助産制度を周知することで、助産制度の利用を促す。

児童相談所全国共通ダイヤルの更なる周知

現状

平成21年10月から開始した児童相談所全国共通ダイヤルをこれまでの10桁（0570-064-000）から覚えやすい3桁の番号(189)にし、平成27年7月1日から運用開始。



【主な転送パターン】

- 固定電話から発信した場合
- ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
 - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- 携帯電話等から発信した場合
- ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号（7桁）を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

課題

広報活動を行ったものの、「189」をまだ知らない方がいる。

対応

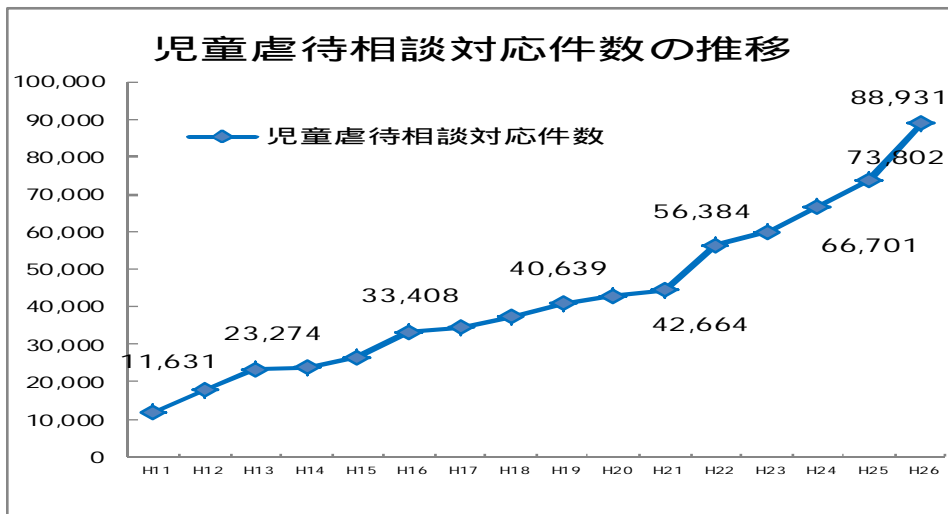
児童虐待防止対策推進月間等における更なる広報活動を行う。

児童相談所の体制強化

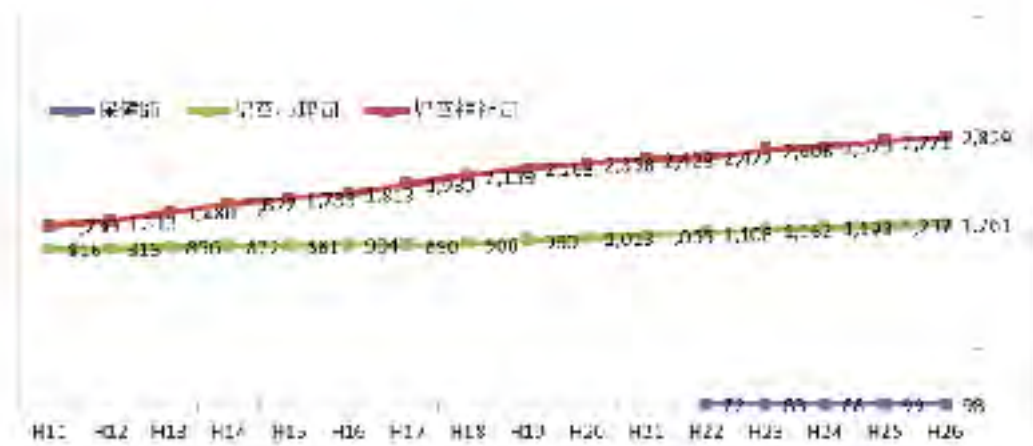
現状

平成26年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成11年度に比べて約7.6倍。
一方、児童福祉司の配置人数は同期間に約2.3倍。

心理面に配慮することが必要な相談、発達に関する相談、法的知識を要する相談など、専門的な知識や技術を必要とするケースの増加。



児童福祉司、児童心理司、保健師の推移



課題

増加傾向にある児童虐待に係る相談対応に対して迅速かつ的確に対応する必要。

そのため、業務量に見合った児童相談の体制整備及び専門性を確保することが必要。



対応

児童相談所の体制や専門性を計画的に強化するため、「児童相談所体制強化プラン（仮称）」を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利を養護する観点等からの弁護士を活用等を行う。

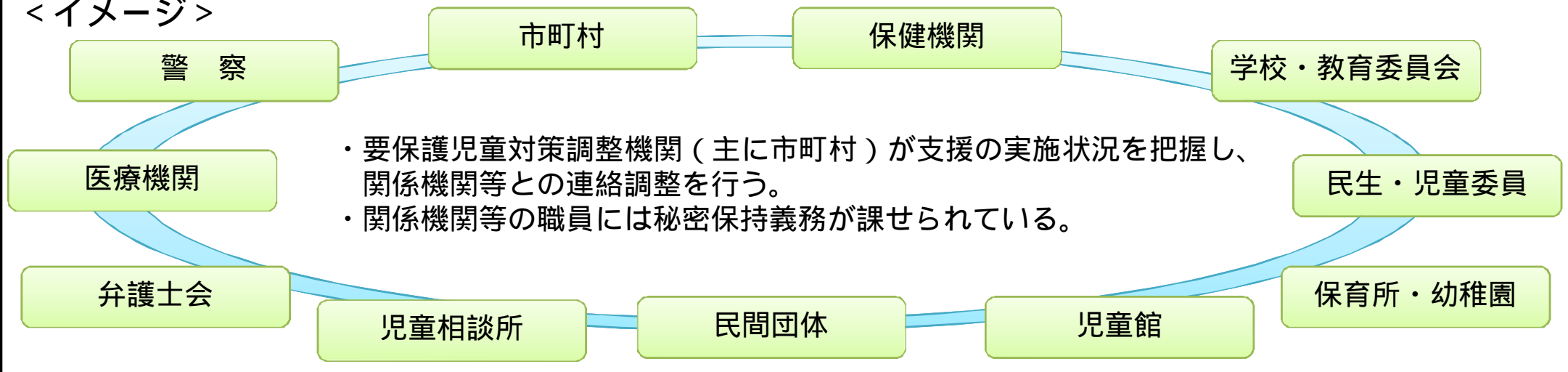
要保護児童対策地域協議会の設置

現状

地方公共団体は、要保護児童の適切な保護や要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めるものとされている。

協議会は、要保護児童の適切な保護等を図るために必要な情報交換や、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている。

<イメージ>



課題

依然として要保護児童対策地域協議会を未設置の市町村がある。

全国1,741市町村中、1,731市町村が設置（99.4%）
 （平成27年6月1日現在）



対応

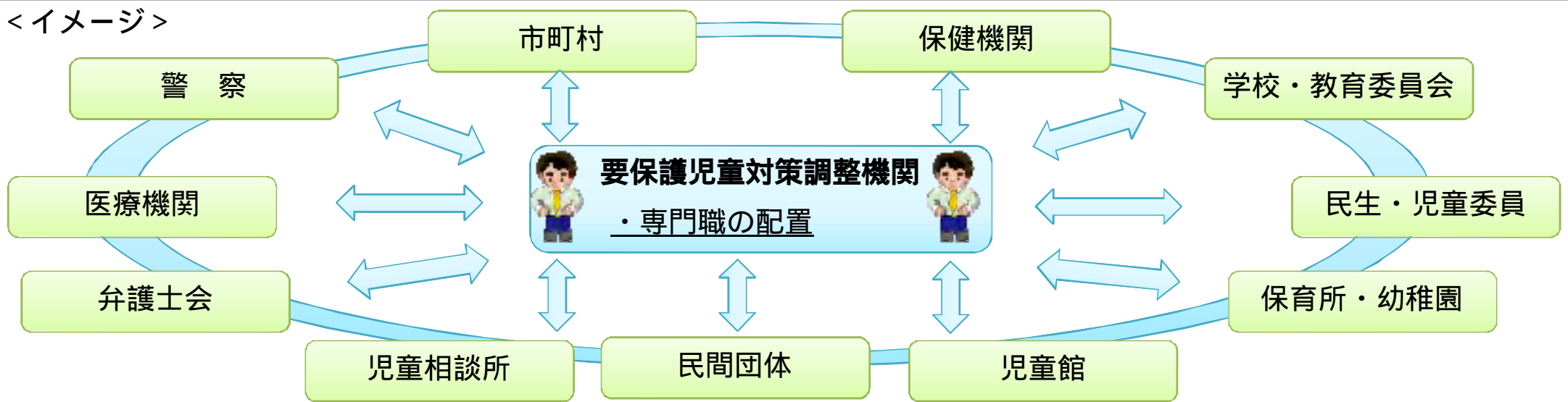
市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底する。

現状

多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、その運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。また、要保護児童対策調整機関には、児童福祉司たる資格を有する者等を置くように努めるものとされている。

要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

<イメージ>



課題

協議会の中核となる調整機関が、各機関の支援の調整を行うマネジメントと進行管理の役割を円滑に果たすため、高い専門性が必要。



対応

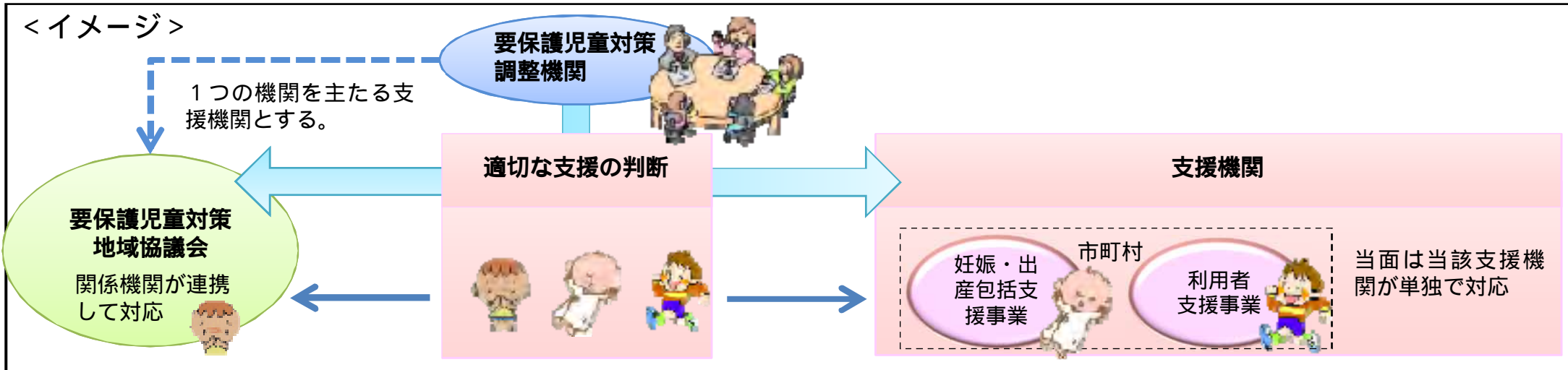
要保護児童対策調整機関への、児童福祉司たる資格を有する者等の専門職の配置を拡大する。

現状

多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、その運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。

要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

<イメージ>



課題

進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況。

関係機関等の支援方針などに関する意見が異なり、協議が調わない場合がある。

協議が調わない場合であっても、適時適切に児童の保護等を行う必要がある。

対応

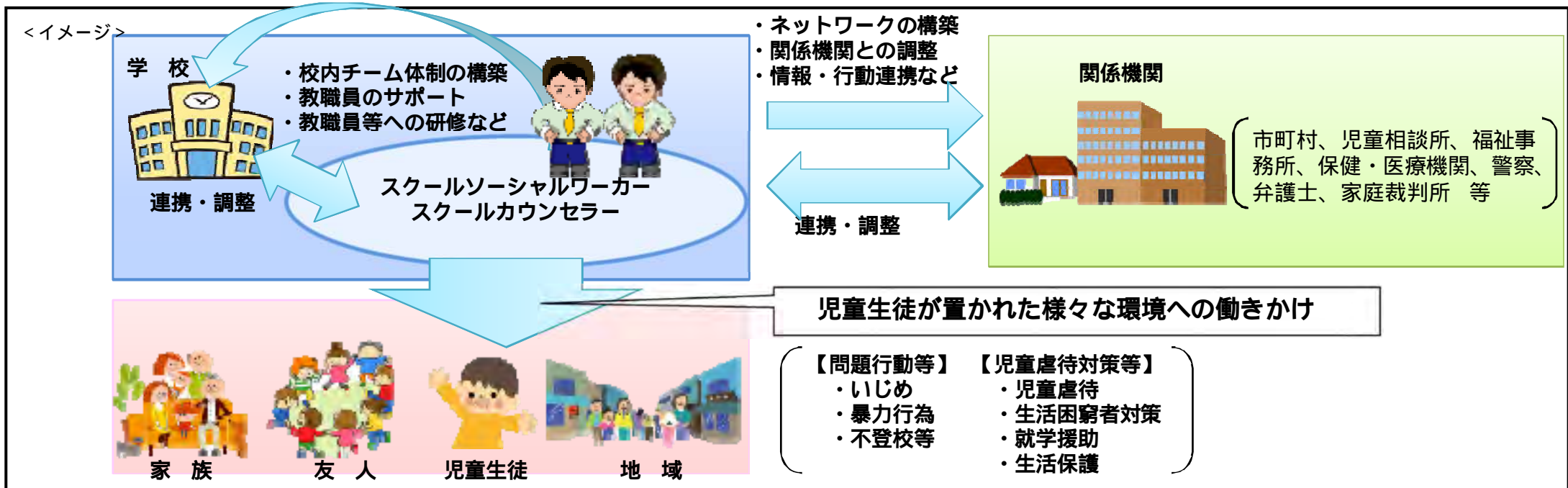
要保護児童対策調整機関について、次のような運用を行う事を促進する。

- ・必要に応じて、利用者支援事業等の利用を促す児童かどうかを判断する。
- ・関係機関等の協議に時間を要する場合に、参加する1つの機関を主たる支援機関とする等。

学校における早期発見と適切な初期対応

現状

学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。



課題

児童虐待対応には専門的・組織的な体制が必要である一方、学校における体制は必ずしも十分ではない。

児童虐待への対応に当たっては、関係機関同士が協力・連携して対応することが必要。

対応

学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置を充実する。

これらの外部の専門家や教職員に対する児童虐待を含めた研修を充実する。

医療機関における児童虐待対応体制の整備

現状

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。

<イメージ>



課題

児童虐待対応には専門的・組織的な体制が必要である一方、医療機関における体制は必ずしも十分ではない。

児童虐待への対応に当たっては、関係機関同士が協力・連携して対応することが必要。

対応

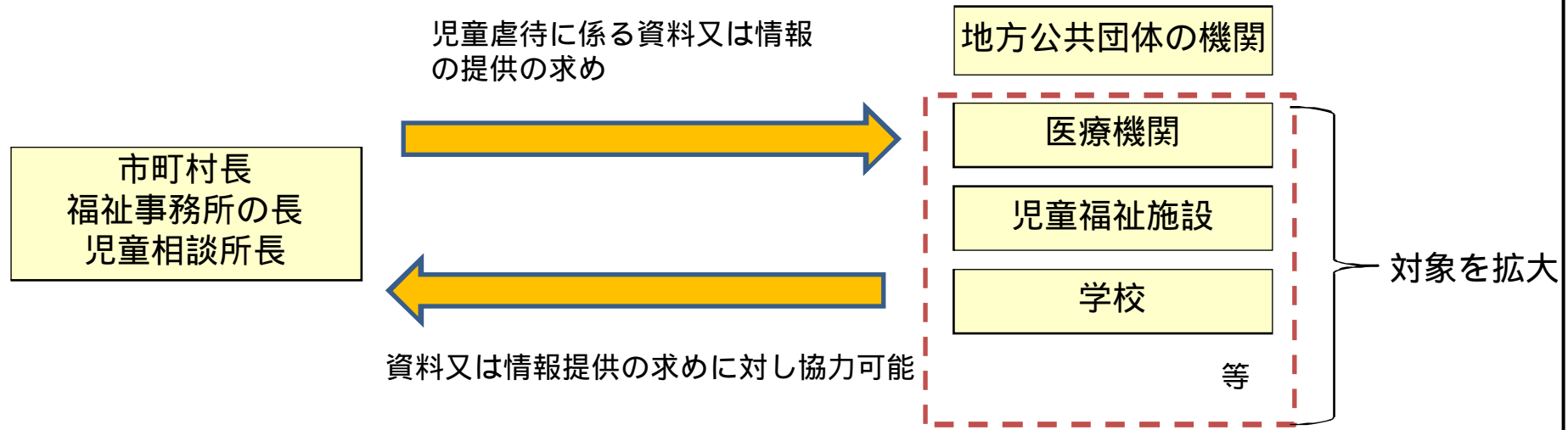
医療従事者に対する研修や要保護児童対策地域協議会への参加を促進する。

関係機関等による調査協力

現状

地方公共団体の機関は、市町村長、児童相談所長等から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、これを提供することができることとされている。

<イメージ>



課題

児童虐待に係る情報は、虐待への対応方針の判断等に必要不可欠である一方、個人情報保護の観点等から、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等関係機関から児童虐待に係る情報の提供を受けられない場合がある。



対応

児童相談所が、児童虐待に係る資料又は情報の提供を求める対象を、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等に拡大し、これらの関係機関が、地方公共団体の機関と同様に、当該求めに対して協力することができる仕組みを設ける。

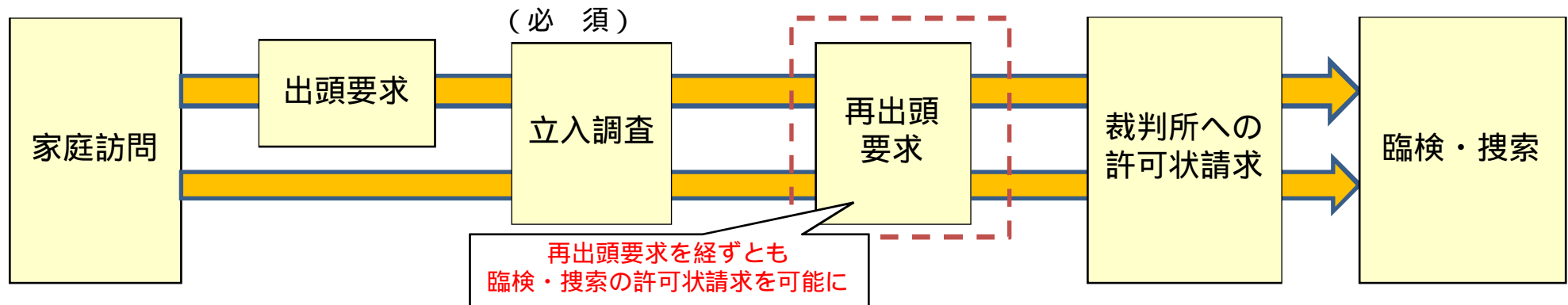
臨検・搜索手続の簡素化

現状

都道府県知事は、立入調査を正当な理由なく拒否等をした保護者が再出頭要求に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、住居等へ立入り、児童の搜索を行うことができる（解錠等の実力行使も可能）。

平成20年4月の施行以降26年度までに実施された事例は全8件で、出頭要求から臨検搜索までに要した日数は1～70日。

<イメージ>



課題

緊急時には、虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保する必要があるが、臨検・搜索の実施までの手続きに時間を要する場合がある。



対応

臨検・搜索手続を簡素化し、都道府県は、再出頭要求を経ずに、裁判所の許可状により、職員を児童の住所に臨検させ、児童を搜索させることができることとする。